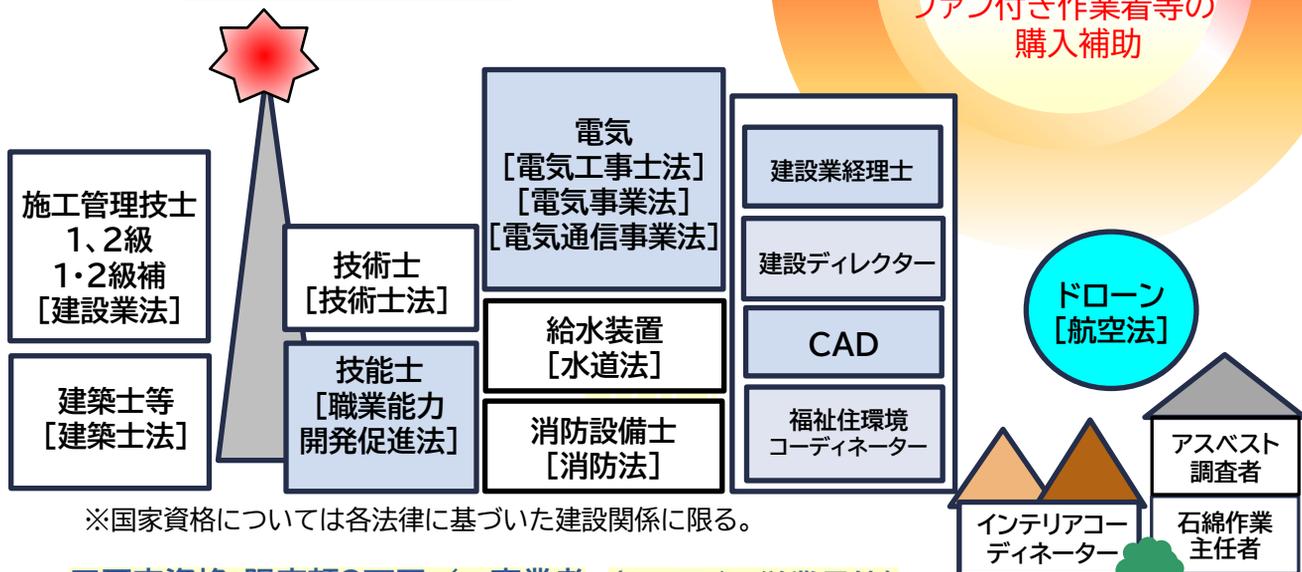


建設業の 人材育成・暑熱対策 を支援します

事業者支援

従業員等(事業主/個人事業主含む)のスキルUPに！



※国家資格については各法律に基づいた建設関係に限る。

■国家資格:限度額2万円/一事業者 (1万円/一従業員等)

■公的資格:限度額5万円/一事業者 (2.5万円/一従業員等)

※一事業者各二人まで 例) 施工管理技士1級1名、2級1名。アスベスト調査者2名。

※あわせて年1回合格後申請 ※補助率は2/3以下

■暑熱対策:限度額5万円/一事業者 (2.5万円/一従業員等)

※一事業者二人まで 例) ファン付き作業着、保冷剤入りベスト、首掛け扇風機等

※年1回随時申請 ※補助率は2/3以下

団体支援

事業承継、後継者の育成または技術習得を目的とした
研修会・講習会等に係る経費の一部を補助！

限度額10万円/回

※申請は年2回まで

※補助率は2/3以下

詳細は裏面をご覧ください

世田谷区ホームページ

世田谷区建設業人材育成支援事業

検索



世田谷区建設業人材育成等支援事業補助金

区内で建設業を営む中小企業の事業承継、後継者育成、技術力の向上と職場環境の整備を支援します！

補助対象者	団体（※1）	事業者（※2）
補助対象事業	事業承継、後継者育成、技術の習得を目的とした研修会、講習会等（区内に事業所がある加盟企業が1社以上参加していること）	1) 従業員等（※3）の建設に関連した国家資格の取得 2) 従業員等の建設に関連した公的資格の取得 3) 従業員等の業務遂行にあたり必要な熱中症対策・暑さ対策に資する物品の購入（※4）
補助対象経費	講師謝礼、会場使用料、教材費等 *消費税を除く	受験手数料又は資格取得費用（※5） 3) においては、物品購入に要する経費 *消費税を除く
補助率	補助対象経費の2/3以下	補助対象経費の2/3以下
補助限度額	10万円/回（年2回まで/一団体）	1) の場合：2万円/一事業者（1万円/一従業員等） 2) の場合：5万円/一事業者（2.5万円/一従業員等） 3) の場合：5万円/一事業者（2.5万円/一従業員等） ※1）、2）を併せた申請と、3）の申請はそれぞれ年1回までとする（一事業者各二人まで）
事務の流れ	①事業実施（研修会・講習会等の実施） ②補助金交付申請書兼請求書提出 ③補助金交付決定通知書交付及び補助金交付	①事業実施（国家・公的資格の受験又は物品の購入） ②補助金交付申請書兼請求書提出（資格取得の場合は合格後） ③補助金交付決定通知書交付及び補助金交付
申請受付	令和9年3月26日（金）まで ※申請受付順（予算がなくなり次第受付を終了します）	
備考	<p>（※1）次の団体又は事業者（※2）5社以上を含む区内の団体で会則等を定めて定期的に会合を行う者。 世田谷区建設団体防災協議会、世田谷建設協会、世田谷電設工業会、世田谷睦水会、玉川建築組合、東京南部建設技能組合世田谷支部、首都圏建設産業ユニオン世田谷支部、東京土建一般労働組合世田谷支部、世田谷区住宅相談連絡協議会、世田谷住協建設協同組合、東京世田谷電設工業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷東支部、世田谷都市開発建設協会、世田谷建設協同組合、（一社）東京都中小建設業協会第一支部、（公社）東京中小建築業協会世田谷支部、世田谷建築組合、（一社）東京都建築士事務所協会世田谷支部、東京都左官職組合連合会世田谷支部、東京都瓦工事職能組合世田谷支部、東京都塗装工業協同組合世田谷支部、世田谷測量設計業協議会、世田谷管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷西支部、（一社）世田谷造園協力会</p> <p>（※2）以下の全てを満たしている者（区内事業所を営む事業者及び個人事業者を含む）。 ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。 ・日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に掲げる「D建設業」及び「L学術研究、専門・技術サービス業（建設に関連した設計業に限る。）」を営むものであること。 ・区内に事業所があること。 ・区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。 ・法人においては法人事業税及び法人住民税を、個人においては個人事業税及び住民税を滞納していないこと。</p> <p>（※3）従業員等とは、「事業者の区内事業所を営む事業者及び区内事業所に勤務する従業員」をいう。</p> <p>（※4）ファン付き作業着、保冷剤入りベスト、首掛け扇風機等を対象とする。（詳細はお問い合わせください。）</p> <p>（※5）当該年度に以下試験を受験し合格した場合に限る。 1) 建設に関連した下記の国家資格 建築士（1級・2級・木造）、設備設計1級建築士、構造設計1級建築士、建築設備士、施工管理技士（1級、2級及び1級・2級管理技士補）（対象職種は土木、管工事、造園、建築、電気工事、電気通信工事、建設機械とする）、電気工事士（第1種・第2種）、電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）、電気通信主任技術者（伝送交換・線路）、電気通信工事担任者、給水装置工事主任技術者、消防設備士（甲種・乙種）、無人航空機操縦士（一等級及び二等）、技能士（1級・2級）、技術士 *技能士及び技術士の対象職種は、建設関係に限る。また、上記のほか労働安全衛生法のうち、建設関係の国家資格も対象とする。 2) 建設に関連した下記の公的資格 アスベスト含有建材調査資格者（特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者）、石綿作業主任者、建設ディレクター、CADオペレーター、建設業経理士、福祉環境コーディネーター、インテリアコーディネーターなど</p>	
問い合わせ先（受付窓口）	世田谷区 経済産業部 工業・建設業・雇用促進課 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F TEL：03-3411-6662（直通） FAX：03-3411-6635	